

姚 許撰『三教不齊論』(石山寺所蔵)写本の翻刻

藤井 淳

解題

姚 許（ようべん）撰『三教不齊論』一巻は、中国において仏教・儒教・道教の三教の優劣を競う論議が盛んに行なわれていた唐代に著された論文である。石山寺本（室町時代書写）は全十四紙で一行十七字・三百四十六行あり、適度な長さである。論文中に開元十一、十二年（七二三、七二四）の記事があり（翻刻76～77行目）、また奥書によるとこの論文を伝教大師最澄が貞元二十年（八〇四）に台州龍興寺にて筆写し（翻刻350行目）、その直前に大曆九年（七七四）の年号があるため、およそ七二四～七七四年の間に著されたと見られる。著者である姚 許は「前盧州參軍」とあり、その事跡を調査中であるが未だ確認できていない。正史などには載らない人物であったようである。

その内容は大まかに言えば次の通りである。仏教・儒教・道教の祖師である釈尊・孔子・老子を家系・弟子の多寡などの十の観点から比較し、釈尊の偉大なることを讃える。そして特に仏教と道教とを比較し、道教の仏教に対する批判がまとを得ていないこと、仏教の道教に対する優位が述べられる。このように本論は明らかに仏教の立場に立って三教を比較したものである。そして元官僚であつた著者は「非滅非空にして、不空之寂滅を悟る」という肯定的理解に立ち、「分別」という仏教の専門用語についても僧侶とは違った理解を持っている。祖師に対する外見的特徴による比較に対してもその限界を自ら認識しているなど理知的な人物であった。

護法僧・法琳（五七一～六四〇）が用いていた『周書異記』などの文献を引用しており、『周書異記』は僧侶以外にも受容されていたことが分かる。現在まで三教の比較に関する唐代の論文で現存するものは多くはなく、本稿で翻刻する姚晉撰『三教不齊論』はその点で極めて貴重な文献である。さらに同論文は日本で最も有名な僧侶である伝教大師最澄・弘法大師空海の兩人により日本にもたらされ、それが伝持されて今日に至っているという点で日本仏教の流傳を考える上でも大きな意味を持つている。

石山寺所蔵『三教不齊論』の法量等

室町時代明応六年写、源雅筆、巻子本、斐交り楮紙（黄）、墨界、一行十七字、墨書き合、訓点ナシ、表紙・軸後補、縦二六・四
糞、十四紙、一紙長四三・〇糞、界高一九・七糞、界幅一・六糞（『石山寺の研究 校倉聖教・古文書篇』より）

『三教不齊論』確認の経緯

本稿では石山寺本・姚晉撰『三教不齊論』の検出とその位置について中心に述べるため、校訂に用いた諸橋文庫本・姚晉撰『三教不齊論』その他の発見の経緯についての詳細な報告は後日を期したいが、姚晉撰『三教不齊論』について公にするのは今回が初めてのため、先に確認された諸橋文庫本が発見されるに至る経緯について簡潔に述べておく。

『三教不齊論』は第一に、弘法大師空海の『御請來目録』にその名が見出せ（『定本弘法大師全集』一一一八、大正五五一〇六四上）、同様に伝教大師の『越州録』にも見いだせる（『伝教大師全集』四一三七八、大正五五一〇五九中）。ただ両者の目録においてはいずれもその著者の名前は記されていない。その後、永超『東域伝灯目録』に『三教不齊論』の名が見出せ（大正五五一一六四上、おそらく『越州録』による）、後に述べるように他書に引用された佚文も確認できるが、近代以降の日本仏教研究では伝教・弘法両大師によって日本に将来された『三教不齊論』の完本の存在は不明とされていた。

そのような中で筆者は三教交渉についての研究の途中で、インターネット上の「全国漢籍データベース」において『三教不齊論』

が東京都立中央図書館に諸橋文庫として所蔵されていることを確認した。ただデータベースには「良応写 文久元年（一八六一）」と僧侶の名前と江戸時代の年号しか記されていなかったため、この段階では筆者は『三教不齊論』という名前ではあるが江戸時代の日本での僧侶によって著述されたもので、伝教・弘法両大師将来の『三教不齊論』とは無関係であるうと思つていた。しかし一旦は内容を確認する必要があるため、二〇〇九年十一月に東京都立中央図書館においてその写本を調査して、一見して嘆声が口に出ないほどに驚愕した。この驚きと喜びは今ここに筆舌をつくしがたい。内容はまぎれもなく唐代に撰述されたものであり、弘法大師請来として高野山に伝わったものと奥書きに記録されていたからである。

諸橋文庫の旧蔵者である諸橋徹次氏（一八八三—一九八二）は周知のように諸橋大漢和辞典を編纂した高名な学者であるが、その蔵書は先の大戦の際に空襲による被害を避けるために、東京都立図書館が他の有名な蔵書家の書籍とともに管理・保管することになった。諸橋氏はそれ以前にいざこかにおいて『三教不齊論』（徳島・千福寺旧蔵）を入手されたが、大戦の疎開のために蔵書が都立図書館に保管されたこともあって、再び手にされることはないなかったようである。一九六二年に東京都立日比谷図書館によつて諸橋文庫の目録が作成・出版されたが、目録中の『三教不齊論』は注目されることなく、二〇〇一年度より諸橋文庫を含む全国漢籍データベースがインターネット上で順次公開され、それが筆者の目に止まったのである。その後、筆者による確認を踏まえて弘法大師御請来、そして唐代文献の『三教不齊論』の発見として三大紙等に報道され、広く国内外に知られるようになった。

本題の石山寺本『三教不齊論』検出の経緯についてであるが、筆者が高野山大学密教文化研究所において二〇一〇年一月二十五日に諸橋文庫本『三教不齊論』についての報告を行なった後に、同研究所参事の田寺則彦氏の調査により、石山寺に『三教不齊論』の写本が存在すること、さらに同研究所が一九八四年に石山寺聖教を調査した際に『三教不齊論』の写真を撮影し、同研究所に保存されていることが明らかになつた。同写本は既に『石山寺の研究 校倉聖教・古文書篇』（一九八一年、法藏館）に「第二十六函5」として法量・奥書きとともに報告されているものであったが、それまで単独で注目されるることはなかつた。

筆者が写真より内容を確認したところ、石山寺本『三教不齊論』は諸橋文庫本『三教不齊論』と内容が全く同一であることが判明

した（字句の同異は注記を参照のこと）。そして石山寺本の奥書は入唐間もない日に「最澄が台州龍興寺にて書写した」という極めて重要な事実を伝えていたのである。これは伝教大師が入唐された際の活動の息吹を今に伝える、類例を見ない貴重な記述であった。

さらに密教文化研究所が過去に記録していた目録を田寺氏が検索したところ、高野山の塔頭寺院である西南院が江戸末期・嘉永五年（一八五二）の『三教不齊論』の写本を所蔵していることが判明し、同写本は同じく田寺氏により確認された。

以上のように、現在のところ、完本として存在する姚誓撰『三教不齊論』は室町時代・明応六年（一四九七）の石山寺本が最古で、江戸末期の高野山系の西南院本（一八五一年）・諸橋文庫本（一八六一年）の合計三本が確認されている。西南院本・諸橋文庫本ともに安永七年（一七七八）に高野山の龍剛によって定められた共通の祖本から転写を経た写本である。現存する高野山系統のものが江戸中期の安永七年（一七七八）から數度の書写を経ているのが確実なのに對し、石山寺本は書写された回数が少ない（場合によっては伝教大師書写原本から直接）と考えられる点で貴重である。本稿の翻刻では現存最古の石山寺本を底本として翻刻し、西南院本・諸橋文庫本と対校し、注目される同異点のみを注記に指摘する。

また筆者は一〇一〇年七月に石山寺文化財綜合調査団の御協力のもと、石山寺御所蔵の『三教不齊論』写本を直接拝見する機会をいただき、同写本には朱点・朱字は用いられていないことを確認した。本稿で紹介する影印版にてほぼ現況を再現することができて いると言える。

関連する研究について

姚誓撰『三教不齊論』は、近くは江戸末期まではその存在が高野山に關係する学僧によって知られ、書写がなされていたが、その後の近代の研究においては所在が不明となっていた。そのような研究状況の中で、牧田諦亮氏が同名の異書である敦煌文献・唐代の劉晏撰『三教不齊論』（スタイン五六四五）の翻刻を行なう中で伝教・弘法両大師将来の『三教不齊論』について言及している。牧

田氏は第一に劉晏撰『三教不齊論』を伝教・弘法両大師によって将来された『三教不齊論』ではないかと推測していた。また牧田氏は第二に江戸初期（慶安三年・一六五〇）に刊行された『三教優劣傳』と南北朝期の写本『佛法和漢年代曆』に引用される姚晉撰『三教不齊論』佚文との関係について考察し、『佛法和漢年代曆』に引用される「姚晉撰『定三教優劣不齊論』」は『三教優劣傳』を元に日本人が改作したもので、引用の冒頭に書かれている「弘法大師請來」は後筆であるとしている。

しかし今回の高野山系の二本の『三教不齊論』と石山寺『三教不齊論』の発見によって、『三教指帰勘注鈔』および『佛法和漢年代曆』に引用される『三教不齊論』佚文と姚晉撰『三教不齊論』が完全に一致することが明らかになり、上述の牧田氏の推測は成立したこととなつた。ただそれは当該文献が見つからなかつたためであつて、牧田氏がなされた着実な翻刻研究の成果は大きい。我々は牧田氏によつてなされた『三教不齊論』関係の翻刻文献（劉晏撰『三教不齊論』・江戸初期刊行『三教優劣傳』）と姚晉撰『三教不齊論』とを比較しながら、伝教・弘法両大師将来の『三教不齊論』の位置づけ・三教交渉の展開について新たに考察できる段階に入つたと言える。

牧田諦亮〔一九六一〕「劉晏の三教不齊論について」『塚本博士頌寿記念仏教史学論集』（塚本博士頌寿記念会）

牧田諦亮〔一九六二〕「三教優劣傳」『佛教文化研究』十一

牧田諦亮〔一九六八〕「佛法和漢年代曆について」『南都佛教』二二

牧田諦亮〔一九八〇〕「伝教大師将来録追跡調査の試み 南岳高僧伝と三教不齊論」『伝教大師研究』（早稲田大学出版部）

佚文および受容

『三教不齊論』の佚文は先に述べたように『三教指帰勘注鈔』（『真言宗全書』第四十卷三下～四上）および『佛法和漢年代曆』（牧田諦亮〔一九六八〕）に引用されている。『三教指帰勘注鈔』は弘法大師の『三教指帰』の注釈書で、藤原敦光（康平四年一〇六二～天養元

年一一四四）によつて著わされたものである。『佛法和漢年代暦』は康永二年（一二四三）以降のもので著者は實信とされるが不詳である。密教の日本伝来を述べ、成尊（一〇一二～一〇七四）『真言付法纂要抄』を引用し、「弘法大師」と尊称するのに対し、「伝教」と呼ぶなど点から真言宗の系統のものと考えられている。

翻刻の九十四行目に対応する諸橋文庫本の箇所で石山寺本に見られない異出の十字を出している（注記参照）が、これは『三教指帰勘注鈔』に引用される佚文と合致するものである。同じく高野山系の西南院本にはこの異出を挙げていないので諸橋文庫本が何に基づいたのかは明らかではないが、古い時代の佚文と一致するためには『三教不齊論』の流傳を考える上で注目すべき点である。また石山寺本の三十七行目の下欄に「イ」と異本の存在を示す箇所があるが何を対校本としたのかは不明である。石山寺本の二六七行目「復」、三四二行目「路」に対応する西南院本にも「イ」とあるが、西南院本の対校本も不明である。

現在『三教不齊論』の佚文は上述の一書にのみ確認されているが今後も佚文が見つかる可能性は残されている。

ここで姚晉撰『三教不齊論』と関わり、今後の研究でも注意すべき文献がある。それは『三教優劣傳』である。江戸初期の慶安三年（一六五〇）に京都で刊行されたこの『三教優劣傳』は姚晉撰『三教不齊論』を参照し、著者名まで踏襲しながら、それに「迪功郎前廬州錄事參軍」という宋代の官職を宛て、また末尾で『宗鏡録』『宝林伝』を指示するなど明らかに唐代以後に作られたものである。現在のところ、この書がどこで、だれが、如何なる目的をもつて姚晉撰『三教不齊論』を改作して世に出したのか答えを持つていなが、宋代・江戸時代以後の三教交渉論を考える上で今後の大きな課題と言えよう。

この『三教優劣傳』については『三教指帰』『性靈集』などに註をほどこした江戸時代初期の智山の学僧・運敵（摂津大坂出身）は『三教指帰註刪補』の序文の中で「趙宋の姚晉は亦三教優劣を論ず」（『真言宗全書』第四〇卷一五三上）と述べているように、『三教優劣傳』の存在を知り、それを趙宋期のものと考えていた。この記述からすると運敵は弘法大師御請來の姚晉撰『三教不齊論』が実在することを知らなかつたようである。一方で運敵は「唐の法琳は三教不齊論を述す」としており、おそらく運敵は『御請來目録』に見られる『三教不齊論』の直前の行に「弁正理論一部八卷〈法琳師撰〉」とあることから類推して、弘法大師が請來した『三教不齊

論』の著者を法琳と考えていたようである。

現在のところ、残された断片的な情報に基づくものであるが、上述の事実に基づいて、姚誓撰『三教不齊論』の日本における流伝と受容について次のように推測することができよう。弘法大師請來の『三教不齊論』は平安時代に藤原敦光に知られていており、また南北朝時代にも真言僧が用いることができた。しかし、江戸初期の智山の運動はその存在を知ることができなかった。一方でルートは不明であるが高野山に伝えられ江戸中期の安永七年には定本が作られ、それを元として江戸最末期まで書写がなされていた。

一方、伝教大師将来のものは目録としては永超の『東域伝灯目録』において認識されていたが、天台教学の研究のために必ずしも重要視されなかつたと見られることから、石山寺本以外にどの程度まで広く書写されていたのかは不明である。

そして江戸から明治時代に入り、寺院における伝統的な学問のあり方が大きく変容したことにより、姚誓撰『三教不齊論』は僧侶の間では注目されることがなくなり、一方で近代的な文献研究からも存在が分からないとされていた。その写本の一つが諸橋徹次氏によって入手されたが、太平洋戦争を機に書庫奥に入ったまま注目されることがなくなった。そして、目録が広くインターネットに公開されたことを通じて再び国内外に注目されるようになったのである。

※諸橋文庫本を所蔵している東京都立中央図書館は貴重書の公開制度が整備され、正式な肩書きを持たない筆者に対する大変スマーズに閲覧・複写を許可していただいた。若手研究者に対する研究環境が厳しくなる中、このような状況が継続し、より広まることを切に願いたい。

石山寺に所蔵された経緯について

石山寺はよく知られているように、平安・院政・鎌倉・室町期に涉って多くの僧侶また在家の協力を得て一切経の書写事業が続けられた。またほとんどの寺院は戦火や失火を一度ならずこうむるものであるが、石山寺は現在にいたるまで歴代の座主を初めとする

人々の多大な努力によつて羅災することなく、現在に数多くの貴重な仏教典籍を伝えている。さらに石山寺は真言宗の寺院ではあるが、同じく近江国（滋賀県）にある延暦寺や圓城寺と距離的に近いために『叡山大師伝』や『智証大師伝』といった天台宗の祖師の伝記の現存最古の写本を残している。

伝教大師将来『三教不齊論』の写本は元亀一年（一五七一）の織田信長による比叡山焼討ちの約七十年前に写されたものである。おそらく伝教大師将来『三教不齊論』の原本は残っていないと考えられ、しかも広くは書写されていなかつたと推測されることから、伝教大師将来の写本としては貴重な孤本である。それではこの伝教大師将来『三教不齊論』の室町期の写本がどのように源雅律師によって書写され、石山寺の現在の経函に所蔵されることになったのか、その経緯について考察してみたい。

江戸時代に編まれたものであるが石山寺の寺誌である『石山要記』第三に注目すべき記述が見られる。『石山要記』第三は聖教部として一切経・事相聖教・爾保比聖教の三つの項目に分かれ、そのうち一切経と事相聖教の箇所に室町時代に空忍律師によって主導された写経事業のことが記されている。（以下は新字体を用い、また『石山寺資料叢書』の訂正に従った記述とする）

一切経

「至天文永正之頃、一切経錯乱不足、依之、勧進沙門空忍律師励力加修補、」

「補入一切経筆者密藏坊宗源律師、吉祥院源雅律師、卿阿闍梨縁済、侍従公刑部卿阿闍梨、中将阿闍梨、守曉阿闍梨、其外善忍律師〈高野〉、勧進沙門、空忍、俗家堯空入道〈三條西殿〉、蓮空入道〈甘露寺殿〉」（『石山寺資料叢書 寺誌篇第一』法藏館、五九一六〇頁）

事相聖教

「聖教管三十合、此中大師請來錄經軌、空忍法師修理之時、新寫補闕令全備也。」（同六六頁）

このうち「一切経」の箇所に石山寺本『三教不齊論』を書写した「源雅律師」の名前が見える。『石山要記』は何らかの先行する記録をもとにしたものと思われるが、石山寺文化財綜合調査団によつて編集された『石山寺の研究』（法藏館）の目録からも上述の室町時代（明応・文亀年間）に空忍を主導として、①一切経の補闕を補うこと、および②弘法大師の御請來の經典・儀軌を石山寺に

集めようとしていたことが伺われる。特に②は現在の校倉聖教三十函のうち、經函の蓋裏墨書銘に「請來錄部」「請來錄部之餘」とされる第一函から第六函にまとめられ、これらの函には外題などに「海御請來」「御請來」などとある經軌が多く収められている。

空忍の主導の下で源雅は一切經の補闕および御請來目録中の經軌の書写を行なったと見られ、その活動は奥書に残された記録によれば明応年間、中でも特に明応六年に集中している(下記の函番号・数字は『石山寺の研究 校倉聖教・古文書篇』による)。

源雅は特に『御請來目録』中の「未載貞元目録」(『定本弘法大師全集』一一一六一一七)の項にある經典の書写を担当したようである。以下の五点は『御請來目録』「未載貞元目録」の順による。

第三函45 「釈迦牟尼仏成道在菩提樹下降魔讚」(明応六年五月二日)

第三函9 「水加羅天童子經」(明応六年六月四日)

第三函26 「梵天挾地法」 御請來之内 (明応六年五月一日)

第三函14 「花嚴經入法界品頤証毘盧遮那法身字輪瑜珈儀軌」(明応六年六月十一日)

第三函20 「大日經供養儀式」(明応六年四月二十八日)

以下の二点は『御請來目録』中の「旧訳經」(『定本弘法大師全集』一一一〇一一一)の箇所にある。

第三函3 「1」仏心經卷上、「2」仏心經卷下 (明応六年五月二十一日)

第三函34 摩訶吠室囉末那野提婆喝囉闍陀羅尼儀軌 (明応六年六月五日)

上記のものは全て明応六年四月二十八日から六月二十一日という短期間に集中している。姚誓撰『三教不齊論』は四月十五日に書写されているので、この一連の『御請來目録』中の經軌書写的活動と関係があつたはずである。さらにそれ以前に源雅は三月十日には『自在王菩薩經』巻上(『石山寺の研究』一切經篇第十八函41)を石山寺吉祥院にて書写し、三月十八日には『勝思惟梵天所問經』巻第五(一切經篇第二十四函37)を、三月二十四日には『奮迅王問經』(一切經篇第十八函43)を書写している。本書が書写された直前の明応六年四月二十一日に源雅は『勝思惟梵天所問經』巻第四(一切經篇第二十四函36)の書写を行なっている。また『仏說廣博嚴

『淨不退転輪經』第三（一切經篇第一十四函13）には「明応六年・四十六才」と記され、この年、源雅は四十六歳であったことが知られる。

残念ながら源雅がこの石山寺本を何を底本として書写したのかについては奥書に記されていないために分からぬが若干の推測をしてみたい。

室町期の石山寺の写經事業においては天台菩薩戒比丘明玖（一切經篇第十七函37）・和邇庄報恩寺北之坊真源（一切經篇第十七函40）の協力を得て、また比叡山（西塔院東谷經藏・宝幢院東谷經藏）や東坂本金宝寺の本を用いていることが奥書から分かる。

これらの点を考慮すると石山寺吉祥院の僧・源雅が室町期に行なわれた書写事業の段階で、比叡山ないし坂本で、天台の僧侶の協力を得て、請來目録に見いだせる『三教不齊論』と同名の典籍（伝教大師将来のもの）を発見して書写した。石山寺本の外題には「海和上御請來」と記され、「海」の一字が擦り消されているが、これはおそらく源雅がこの『三教不齊論』を弘法大師請來のものと考え、「海和上御請來」と外題に一旦は記述したが、やはり奥書からは明らかに伝教大師系統であることから後に「海」の文字を擦り消したと考えられる。

また現在『三教不齊論』が収められている校倉聖教第二十六函は第二十五函とともに校倉聖教全三十函の中でも異例の形式を持ち、この二箱のみは蓋裏墨書銘点数が具体的な数字ではなく「尊法數卷」となつており（『石山寺の研究 校倉聖教・古文書篇』六三二頁に指摘）、また「石山寺經藏」の朱印が押されていないものが多い（同六三五頁に指摘）など、他の箇所に分類することが難しい聖教が収められているといえる。

校倉聖教の目録では『三教不齊論』の直前に『梵字金剛界大儀軌真言』（第二十六函4）が載せられている。室町時代末期写の『梵字金剛界大儀軌真言』は外題下に「御請來内」とあるように、室町期の一連の弘法大師御請來録の書写事業で書写されたものであり（但し同名のものは『御請來目録』に見いだせない）、何らかの理由で他の函に分類しがたく『三教不齊論』とともにこの場所に置かれたものであろう。

翻刻の方針について

見開きのうち、影印を上段に、翻刻を下段に配置する。注記は末尾に一括して挙げる。

現在仏典研究においてもコンピューター検索が主流になり、これからも大いに利用され続けるであろうから、今後の便宜を考えて、写本の文字を忠実に再現するのではなく、可能な限り現在コンピューターに採用されている文字を翻刻に当たって用いることにした。したがって翻刻に当たっては新字と旧字が混用されている。ごく一部（撰者名の「誓」、二十七行目「社」、八十三行目「譟」、一三三行目「宵」）のみ作字したもの用いる。また見せ消ちは影印版において鮮明であるため、一々注記しないことにした。さらに一部の文字は校本として用いた諸橋文庫本・西南院本の文字に従ったが、その際は注記に記している。

また読みやすさを考慮して句点を施したが、出典についての詳細な調査はまだ行なっていないため便宜的なものである。

あとがき

今回の翻刻にあたっては密教文化研究所参事の田寺則彦氏より多大なご協力を得た。私にとっては初めての翻刻作業で慣れない点ばかりであったが、同氏の古写本および異体字についての該博な知識から多くのことを学ぶことが出来た。また龍谷大学にて博士号を取得された池田将則氏より貴重な意見をたまわった。ここに記して厚く感謝申し上げる。

現在、筆者の実家のある福井県は記録的な大雪にみまわれ、思い返すと遠いようであるが昨夏は観測史上まれにみる酷暑であり、そのためか秋口より体調が万全でなく、内容・出典などより詳細な検討に入ることができなかつた点が悔やまれる。ただ国内外の高い関心もあり、現況において可能な限りのことをさせていただいた。不十分な点は今後の課題として万全を期していただきたい。

参考：西南院本および諸橋文庫本の法量・奥書

西南院本

(法量)

二十一葉、和綴、一七〇糸×一八〇糸

(外題)「三教定優劣不齊論」 「觀旭」

(内題首)「三教定優劣不齊論」

(奥書)

寶性院權大僧都信龍

先師信龍師所持本也。依為蟲損令修補之。安永七年

戊戌初秋七月仲旬寶門主十九葉寺務檢校龍

剛(七十又八)

弘化四丁未歲秋九月下旬八日書写之畢

金剛乘末葉 戒信

嘉永五年壬子初冬升一日於讚陽世尊精舍南窓
之下書写之焉 南山沙門釈 隆道(行年廿二)

諸橋文庫本

(法量)

二十五葉、和綴、一四〇糸×一六〇糸

(外題)「三教不齊論」

「千福寺藏 三教不齊論 全」(東京都立図書館蔵書印あり)

(内題首)「定三教優劣不齊論」

(尾)「定三教不齊論」

(奥書)

寶性院權大僧都信龍

先師信龍師所持本也。依為蟲損令修補之。

安永七戊戌初秋七月仲旬 寶門主二十九

葉寺務校 龍剛(七十又八)(花押写)

是ノ書 高祖御請來矣。然在於高野山不流布于世。

此頃或師持下授三子ノ末学故写得之、傳于田舎。

寔ニ破ルノ壯之僻儒之類金玉ナル耳

秀峰

于時弘化二年乙巳秋八月升又八日

同年霜月仲旬借得此書令^{不遠}写畢

淨土寺龍宣

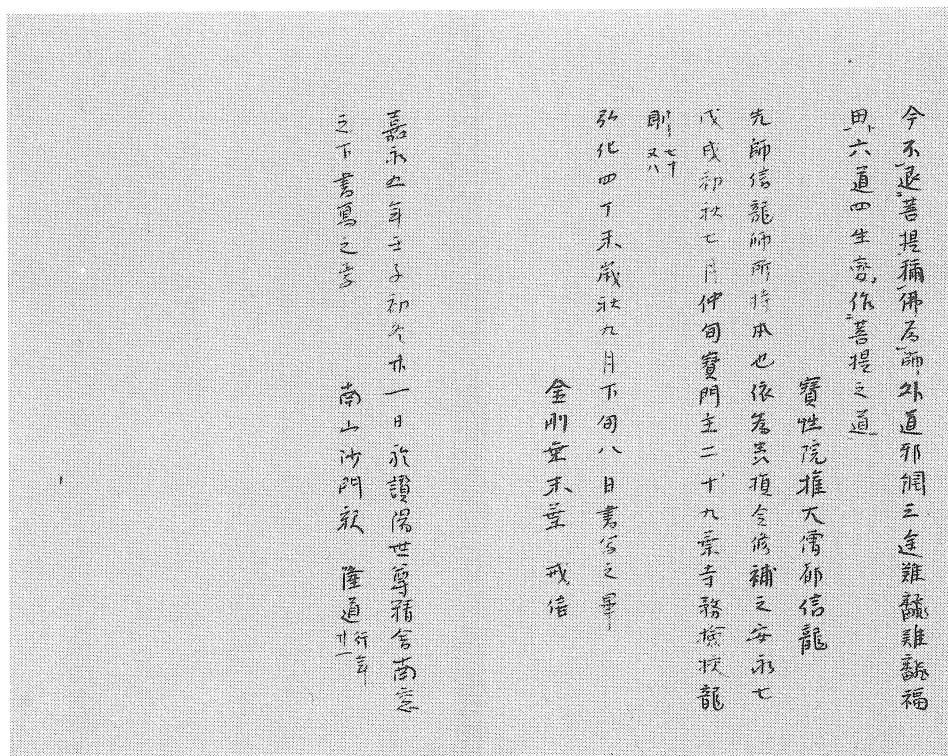
文久元辛酉晚夏升六日写之畢 阿陽津峯山主良應

朱書は良應私ニス尚類本ト交合スヘシ

(注記)

- ・寶門(寶性院)は寿門(無量寿院)と並ぶ高野山の学統の一つ
- ・信龍は金剛峯寺一百六十九代座主か
- ・龍剛は金剛峯寺三百二十四代座主
- ・西南院本の戒信・隆道、諸橋文庫本の秀峰・龍宣は未詳
- ・阿陽津峯山は阿波国(徳島県)津峯山か 津峯山付近に千福寺がある
- ・良應については、水原堯榮(一九二四)「鹿城先生と丹崖前官と良應闇梨」『密教研究』第十二号に僅かに触れられている。
- ・安永七年(一七七八年)、弘化四年(一八四七年)、嘉永五年(一八四五年)、弘化二年(一八四五年)、文久元年(一八六一年)

13 姚誓撰『三教不齊論』(石山寺所蔵)写本の翻刻(藤井)



西南院本奥書

(第一紙)

『三教不齊論』(石山寺所藏) 翻刻

定二教優劣不齊論 前廬州參軍姚晉撰

「諸橋一右 西南一右

夫三千刹土是百億日月之都名、一四天下
一面、大唐中國者郊部洲之一隅、於中三教
並興、教法流於万代、移風易俗、莫善於樂、安
上理人、莫善於禮、競說優劣、紛紜日久、欲知
先後者、略引三教、難定是非、謹案曆帝記。洪
明集。百家諸子。國臣記。史記。春秋。曆載記。爾
雅。孝經序。千字文等百家之書、廣明三教先
10後、孔老二教、先在此方、遠方佛法、遠則遠矣。
國臣記云、李老君者、生於周定王廿二載乙
卯之歲九月十四日夜子時、生十三載為守
藏吏、後為大史、至周簡王入秦、行至函谷關、
15令慈尹喜說五千文、此是生日月也、又案國
臣記云、李伯陽者、八十載在母腹中、初生之
時、頭首皓白、以小故号為子、以髮白故号為
老、此相得名也、若說其貌、身長四尺六寸、聃
耳蹇脣、膚夾跨闊、此是老子相貌也、若論說
20教、不立觀宇、不統門從、東不出於海、西不至
於秦、北不至於黃河、南不到於廣府、此是其
化也、魯孔丘則不然、案國臣記。孝經序云、孔
予者、生於周末、領徒三千、博讀六万、達者七
十二人、曾參行孝、最為上首、國臣記云、魯孔
25者、為魯國之丈夫也、頭像尼丘山、河目海口、

「生 諸橋一左

「耳義 西南一右

「又素 諸橋一右

「教先 西南一左

「歷載 諸橋一左

「諸橋一右 西南一左

益國 西南二左

述易道、立柱記、辨四時、存禮樂、此是魯孔丘
益國利人也、校量一教、足定是非、何能比於
佛教者也、
30 其佛教者、若論種族、即千世轉輪王孫粟散
王之嫡子、若不出家、當紹轉輪王位、王四天
人日、江河大張、井皆溢出、非時樹花、周照王
生今日、帝復問曰、其相何如、蘇由曰、身長一
丈六尺、紫磨金容、項背圓光、胸捉萬字、足蹠
金輪、有卅一相八十種好、照王問曰、此人何
如、蘇由曰、未來八十年住世、說法度人、身沒
40 之後一千年外、教流東土、照王聞已、甚大快
乎、我聞相貌極長、功德殊勝、恐奪我位、若當
如是、甚大快哉、即遣人雋石記之、埋在南郊、
若論說法、教修多羅藏海、時訓人天、八部奉
行、孔老說教、諸天制用、不敢違天、若論佛者、
45 行則帝釋引前、梵王從後、
又案國臣記云、西方有大聖人、時訓天人、教
化八部、八十年說法、周穆皇五十二年二月
十五日、天下黑雲、狂卒風起、發損人舍、樹木
傷折、于後天陰、穆王問扈多太史曰、是何徵
祥、大史答曰、西方大聖人、今日滅度、穆王
喜悅、我常恐此人侵我境土、今日已化沒、甚

「益國 西南二左」
「散王 諸橋三右」
「相八 諸橋三左」
「有三 諸橋三右」
「相一 諸橋三左」
「又按諸橋四右 俗法52行目「月也」まで」
「十八 西南三左」
「又案國臣記云、西方有大聖人、時訓天人、教
化八部、八十年說法、周穆皇五十二年二月
十五日、天下黑雲、狂卒風起、發損人舍、樹木
傷折、于後天陰、穆王問扈多太史曰、是何徵
祥、大史答曰、西方大聖人、今日滅度、穆王
喜悅、我常恐此人侵我境土、今日已化沒、甚

(第二紙)

(第三紙)

- 漢明帝永平十四年正月十五日、五岳十八
 諸山道士、皆聞入秦、竟共紛紜、各上表定佛
 55 法是非、于時漢明帝、摩騰。竺法蘭三藏一人
 說法、廣現神通、南岳道士褚善信。費叔才二
 人、鬪校勝劣、自知无驗、明帝謂諸道士曰、卿
 等彼我教无驗、聞有益州部內五百戶、已命
 山澤群賊、卿等今日與彼无異、其褚善信。費
 60 等聞帝此語、心生惶怖、投河而死、東岳道士
 呂惠通等一百七十人奏聞、臣等不量德劣、
 也、從此已來七百餘年、若論其生時年月、在
 65 於老君之前三百冊五年、又史記云、佛生日
 月、為校老君、三百餘年、世隔十餘王、年經
 三百餘歲、案前後國記典籍、一相承、又无
 差失者、益國利人者、莫過於釋教也、敬乃得
 福恒沙、礼即除殃万劫、其老君身量不及孔
 70 丘、教亦不如、又魏書云、李老君者、但說五千
 文、更無言說、何能繼於孔子、孔子身量不及
 於佛老、教但一生、後又無福、亦何能比於佛
 佛教者、受持讀誦、五眼開明、除災万劫、一
 身相殊勝過人、一即教流萬國、二乃種族豪
 75 族、四即益國利人、今現目驗、定明三教、僅者
 一豪強、西南五右
 「豪強、西南五右
 開元十一年冬、詣闕卿拜掃、見蒲州女官、於
 所部佛壇觀講老子經、洎十二年春、復有陔
 」年冬 諸橋六右

- 州道士、又於其中講本際經、並云佛。道一種、聽者不須分別、于時講下多有轉達君子、咸
80 起異端、或有不專於道教者、稱佛劣而道教
優、或有崇佛教者、云佛深而道淺、數輩交唱、
紛紜積晨、當時更有外至者、須云非惟佛。道
一喧有諸橋六左
竟日 西南五左
85 之曰、亦三教俱是聖言、小而論之略同、大而
取之全異、漸次而學、如堂室耳、學者歎之、惣
亦兼解、不應頓說三教並不齊也、小子狂簡、
輒欲論之、高才見遠、未知許不、或人曰、敢聞
命矣、
90 竊聞老聃入關、宣道德之妙旨、仲尼放黜、定
禮樂之徵言、或歎之以希夷、不可以聲色弁、
蟾、籠羅穹礪、陰陽之所不測、冥常吉凶、鬼神
之所不知、幽通倚伏、尚未得超沙界言應大
「得超 西南六右
95 千、蕩蕩乎而无能名焉、不可得而像也、况乎
法身圓寂、妙超无有之場、至理凝虛、亦絕是
非之境、心无心相、歎無相之真心、非滅非空、
悟不空之寂滅、三教於焉齋起、万人是以同
欽、儒道巍巍、以詩書禮樂為軀、衆人行其忠
100 孝、以仁義禮智信而得之、王侯以禮之、風雨
以時、禍亂不作、四邊寧靜、五穀熟成、道法悟
淡、以自然為軀、衆人執雌守柔、呼吸吐納而
得之、王侯禮之、垂拱無為、延年益壽、以百姓

- 105 為薦狗、而不望求其報、佛教以万善為歸、教
「狗而 西南六左
- 106 侯體之、不生不死、得證菩提、視一切衆生、皆
「譬如 諸橋八右
- 107 如赤子、三教各有宗旨、經典本亦不同、學者
先究其根源、然後伏膺修習、如知道教幽邃、
則捨縫掖而曳霓裳、若悟佛法宏深、則置星
冠而剃鬢髮、未云誦孝子、專說佛經、唱出
詩書、讚揚道德、此則違背師匠、紊亂弊章、非
或云三教並齊、意欲自防是非、勸他不須分
別、若其无是可是、終日是而非是也、无非可
非、終日非而非非、是非全无分別、智不從此
生、欲脩无分別心、要須從分別起、善法常須
增進、惡法不令更生、積善直至菩提、然後始
無分別、若其善惡同流、是非齊流、以此得為
智人、何愚不名為智、智者須識善惡、愚者不
120 知是非、從此智有智人、是以愚不名智、但僅
味於三教、薄識是非、熟見學者、被斯情實、
實不能安忍、若也信茲邪火、延燒无量行人、
必當共墮阿鼻、實亦不名慈者、謹題三教不
齊論十條、佛道二教不齊論三條、止道士毀
125 佛論四條、如左云尔、一宗族不齊、二父母不齊、
三身相不齊、四眷屬不齊、五弟子不齊、六論法不齊、
七降伏不齊、八付屬不齊、九示生不齊、十示滅不齊、
已上三教不齊
- 「初 諸橋九左

- 130 又止化胡成佛謗、又止道先佛後謗、又止道父佛母謗、又止天尊世尊謗、
一者宗族不齊、伽耶万代金輪王孫、宣文帝
學之裔、老聃自祖暨父、逃未聞官宦、以老君
比宣尼之族、對已如幽泉清漢矣、何更欲比
135 金輪王族、豈不以有頂類於泥黎、是一不齊、
二父母不齊、伽耶父名淨飯、母名摩耶、父有
六十德、母有五十二德、宣尼父叔梁紇、德行統
魯大夫、名母有微在、儀範匠充四德、老君父
名元早、母名精敷、至於德行官榮、經史未聞
140 明說、今將老聃父母、比於宣尼所生、如已黃
天白日矣、何更欲返其摩耶淨飯、豈異伊闢
而欲等於旃檀、是二不齊也、三身相不齊、伽
耶身長丈六、紫金色、頂有肉髻、圓光一尋、變
化自在、相好具足、孔宣尼身長一丈、首如反字、
145 龍顏虎出、乘手摩膝、河目海口、老聃脩短五
尺以來、上尖下闊、脣不覆齒、胸高膀亞、雖心
智玄邈、而鬚髮皓然、今將老君儀容、類於孔
丘、尚自雲泥已隔矣、奈何伯陽敢比於薄伽
色相、譬如一螢之照比千日之光、是三不齊
150 也、
「四眷屬不齊、伽耶所居之處、常有天龍八部。
恒沙眷屬而護衛之、所履之地、地神步步、常
以蓮花而捧其足、所達之國、國王親自迎送、
敬造伽藍、而以四事供養、孔子所聘之國、弟
子三千、博徒六万、國君雖聞其政、而卒不能
「四眷 諸橋十一右」
- (第六紙)

- (第七紙)
見用、或國飢饉、或廻被囚、老聃所行之處、寂
微之塵、等十方之國土、是四不齊也。
四五 不 諸橋十一左
五弟子不齊、伽耶所教弟子、舍利弗、目捷連。
160 摩訶迦葉、須菩提。富樓那。迦旃延。阿那律。優婆
離。羅睺羅。阿難等、並證大阿羅漢果、得六神
通、皆已授記、當來作佛、至涅槃會、復有八十
億百千比丘僧。六十億比丘尼、皆證阿羅漢
果、一恒河沙優婆塞。三恒河沙優婆夷、並證
165 二果、自餘證入道果、無量無邊、孔丘所教弟子
子、數雖三千、至如達者、唯七十有一、弟子曾
參有至孝之性、就此數內、德行有顏回。閔子
騫。冉伯牛。仲弓、言語有幸我。子貢、政事有冉
有。季路、文學子游。子夏、中間或有為邑宰、或
「宰我 西南十右
子至 諸橋十二右
170 為家臣、有興敗屢空、或有被醢者、疾、老聃唯
教尹喜先為鬪令、後更不知所遷、將孔
李所說弟子、比於伽耶徒衆、豈不以一把草
棄於大地叢林、是五不齊也。
「六說 諸橋十一左
175 生皆有佛性、善脩方便、必證菩提、不生不滅、
常樂我淨、宣尼所教之法、唯仁義禮智信、行
此五德、尚未生天、況更入常樂我淨、老君所
教之法、理性虛无、然無為不利物究竟、得生
天羅、如達尼父之行、亦生六欲界上三天、伽
於佛法中小乘位處、尚未遠於果、況欲攀類
「未遠 諸橋十二右

- 於大乘乎、是六不齊也。
七降伏不齊、伽耶降四種魔、伏六外道、怖醉
象、謂惡毒龍、孔子畏盜跖、懼桓魋、避陽貨、屈
185 沮溺、老君一无所伏、以此而比、何異蜉蝣羽
是七 西南十一右
與金翅鳥踊飛、是七不齊也。
八付囑不齊、伽耶欲說法花時、眉間白毫相
光、遍照東方萬八千佛土、欲說涅槃經時、從
其面門、放五色光、照於恒沙世界、釋梵諸王
190 及龍神魔鬼。一切有情、悉來聽說、說詮、內付
菩薩弟子摩訶迦葉、外付國王宰相、老聃說
五千文時、自乘青牛白輦、就於函谷山、先見
紫色雲瑞、獨為尹喜演說、說詮、獨付尹喜、孔
子或於冥寢、為顏回。曾參說仁孝至至德、或
195 為魯哀公。季康子等說家國要道、後刪詩書、
「季康」西南十一左
定禮樂、脩春秋、述易道詮、藏諸家室、以孔季
所說付囑、比於伽耶囑累者、弟菴並於七寶
宮殿、是人不齊也。
九示生不齊、伽耶棄金輪王位、作法輪王、國
200 王禮佛足、宣尼初為中都宰、後為魯司寇、尚
未能暢其情、竟被季孫所逐、老聃為周柱下
史、更无所遷、將孔季之樂花、比於伽耶之勝
樂、有鸚鵡之適性与大鵬之逍遙、是九不齊
「遙是」諸橋十四左
205 十示滅不齊、伽耶涅槃之時、入諸三昧、逆順
「十示」西南十二右
然後右脇而臥、住大寂定、入於金棺、棺自迴
上下、超次數迴、踊身虛空、去地高七多羅樹、

- 210 轉處香樓上、化火自焚、開著聖軀、內外白氈、儼然如故、壘收舍利、足滿八斛、宣尼欲化、推而葬、憤墓如蠻、老聃託身流沙、文史不知所之始終象頂生誕化、是十不齊、已上三教不齊也、
- 215 一初果不齊、求道教之人、祇願得仙、并願昇天、設如此願、即道教之極、求佛教者、即不如甘藥、此亦初果不齊、一中果不齊、求道教之人、願得仙、不願生天、設使業身得生其中、亦不是、然發意即求无上菩提、趣於秘密涅槃、不
- 220 人、上望昇天、中望五品仙、下望九品仙、求佛法者、上望成佛、中望菩薩、下望羅漢、五百仙人壽命得百千万歲、須拔陀羅壽命得八万大劫、遇佛誘化、求哀出家、即於座下、證阿羅漢果、以佛法中下果、尚勝道教中上、豈得更以道教中仙、將皆比於佛法中中果、此中
- 225 三後果不齊、求道教者、縱乃得成、即能乘雲駕鶴、來去五岳、遊歷三天、上等住昇天、下等即居人、若其无雲與鶴、尚須遲迴贊留、設使畢會有極、斯業已盡、還隨泥犁、輪轉受身何極、
- 230 遂性昇天、壽命得百千億歲、歲數雖見長遠、求佛者、即不如是、然發心即不願生天、佛法蓋不在定限、極果則身凡三界、撰引乃示
- 「二初 西南十二左」
「二中 諸橋十五左」
「二後 諸橋十六右」
- (第九紙)

- (第十紙)
- 現化身、取十方淨土、内一毛孔中、放一相光
235 遍覆三千大千世界、以此而比彼果、亦更不
齊(已上佛道二教不齊)、又止化胡成佛誇、夫愚俗垢
此語、誠是寒心、何愚之甚、而自欺也、謹案魏
曇謹取法師。齊時上統法師。隋國子博士姚
長謙等撰周穆天子傳。周書異記言。前漢劉
法王本記。吳尚書令鬱澤等衆書、准阿含經、推
七月十五日、現白象形、降自兜率陀天、於中
245 天竺國迦毗羅城、託父淨飯王宮、於母摩耶
夫人、受胎身、至照王廿四年甲寅之歲四月
八日、於嵐毗園內波羅樹下、右脇而生、故普
曜經云、普放大光明、照三千界、即周書異記
「記云 諸橋十七左」
250 池、忽然汎漲、井皆溢出、宮殿人舍。小川大地、
悉悉動、其夜有五色光氣、貫入大微、遍於西南
方、盡作青紅色、其王問太史蘇由曰、是何祥
也、蘇由答曰、有大聖人、生於西方、故現斯瑞
照王曰、於天下如何、由白、即時无化、一千年
外、聲教流被此土、照王即遣人隽石記之、埋
壬申之歲二月八日夜半、驛城出家、瑞應經
在南郊天祠前、佛生即此年也、照王冊二年
「佛生」
「之歲」までナシ
「西南」
「諸橋十八右」
255 云、太子年十九、二月八日夜半、天於空中、又

(第十) 紙

- 260 周第六王穆王滿二年癸未歲一月八日、佛
年卅成道、故普曜經云、菩薩明星出時、豁然
大悟、即此年也、穆王五十二年壬申之歲二
月十五日、佛臨涅槃時、出種種光、地六種
震動、聲至有頂、光遍大千、即周書異記云、穆
王即位五十二年壬申之歲二月十五日晚、
暴風忽起、發損人舍、復折樹木、山川大地、皆
悉震動、于後天陰雲累、西方大白、虹十二道、
南北通過、連夜不滅、穆王問大史扈多曰、是
何徵也、扈多對曰、西方有聖人滅度、衰相
現耳、佛入涅槃後、至五十五年崩、
「相現」諸橋十九右
- 265 二月十五日、佛臨涅槃時、出種種光、地六種
震動、聲至有頂、光遍大千、即周書異記云、穆
王即位五十二年壬申之歲二月十五日晚、
暴風忽起、發損人舍、復折樹木、山川大地、皆
悉震動、于後天陰雲累、西方大白、虹十二道、
南北通過、連夜不滅、穆王問大史扈多曰、是
孝王十五年崩、立懿王太子燮為夷王、夷王十
立子懿王、懿王廿五年崩、立弟辟方為孝王、
子溫為幽王、幽王即位十年、被犬戎所殺、立
年崩、立太子靜、是為宣王、宣王位經卅六年崩、立
275 孝王十五年崩、立懿王太子燮為夷王、夷王十
立子懿王、懿王廿五年崩、立弟辟方為孝王、
子溫為幽王、幽王即位十年、被犬戎所殺、立
太子宜臼為平王、平王即位、經五十二年崩、
立其孫休為桓王、桓王即位廿三年崩、立子
他為莊王、莊王即位五十一年崩、立僖王胡
齊、是為釐王、釐王位十年崩、立子闔為惠王、
惠王即位廿五年崩、立鄭為襄王、襄王即位
卅年崩、立子姬為項王、項王即位六年崩、立
子班為匡王、匡王位六年崩、立弟瑜為定王、
定王位廿三年乙卯年三月十四日子時、依
「為釐」西南十六右
- 280 「十一」 諸橋十九左

- (第十二紙)
- 曆帝記、老聃始生、從穆王五十二年、至定王廿二年、年經三百六十三年、懸隔一十六王、豈老聃未生之前、預得化胡成佛、釋迦生實在後、史傳何假浪書、老聃生必在前、經史焉不具載、我等俱不親見、但言史書知之、史傳既有名文、何所謂同興誇、且我等學道、豈不欲安樂身心、聞有正道即脩、何必毀他聖者、僕實庸昧、將以此誇非、忝有知人、亦應同解、進退參測、誇為非也、又止道先佛後誇、
「參測 諸橋二十一左
- 290
「俱不 西南十六左
- 295
夫道稱先者、自於此國、豈先於中天、佛教於後者、後至於此國、豈須於道法、只論是邪
是正、何論有後有先、若其是邪、雖前何益、如也是正、縱後何傷、害周言道先佛後者、准涅槃經云、作此說者、是廣說者也、嘗聞實作此
300
誇、非但獨誇於佛、復亦自誇天尊、何者、彼道「者彼 諸橋二十一右
- 305
即湛然不動、不動之性、法無自然、於此無中、豈有前後、若有前後、即有生死、生死之法、何處成汝道乎、我佛法中、即不如是、道之與佛、
前後之性、汝之性、汝之為一、无之性、佛為
實性、實性即是涅槃、如帝釋幢元能毀者、若欲毀傷、祇是自毀、豈毀佛、
「又止 諸橋二十一左
- 310
夫道若父、佛若是母、被道之躰、躰稱自然、若是自然之道、不是作法、狀等虛空、何處得有父母、若有父母、即生法、生法即是元常、起復

- 得稱自然之道、以此而推、謗皆非也、
又止道是天尊。佛是世尊謗
夫世之与天、天尊於世者如何、如智人、忝
得尊名、世尊号者、三世之上、而得尊美号、三
世者、謂過去・未來。現在者及三界、三界者、欲界六
天。色界十八天。無色界四天、物成廿八天、義
名三世、三世物皆是天、如來天中天之天、即
人天之師、号曰世尊、將此廿八天之尊、等彼
一天化獨号、豈不似眇目跛鑿而與駿足驥
或人曰、曾聞智人所說、夫聽法者、勿觀法師
種性、勿觀法師好醜、但取其法、勿觀於人、今
云不齊、但云身相種類不齊、豈无法所說、若
取其人、不取其法、即佛相違背、僕謂之曰、夫
欲聽法、須有妙法可聽、若无妙法可聽、縱其
種類無益、若其有法可說、實亦不假容儀、若
其无法無儀、此則民斯下矣、如其有法
330 有種、實乃不亦上乎、祇如老君、豈全无法、於
諸學內、稍即為優、比類尺丈、實即為劣、至如
大聖化人、皆悉自居勝位、誘道愚俗、令己齊、
棄此憂愁、昇彼極樂、見皆欣載、必使攀緣頓
斷、君其自己匱贏、遣他健康、徒聞其語、不見
335 其人、皆是虛辭、誰能依信、故作此比、不亦宜
「信故 西南十九右」
- 勝。弟子勝。說法勝。降伏勝。付屬勝。示生勝。示
「勝說 諸橋一二三左」

(第十三紙)

石山寺本と諸橋本・西南院本との新字・旧字の異読は煩雑さを避けるため注記しない
『三教勸注抄』と『仏法和漢年代略』の佚文に対応するおおよその箇所を示した
西南院本および諸橋文庫本の丁数をその始まりの一宇と共に下段に記した
西南院本||西南、諸橋文庫本||諸橋、『三教勸注抄』||勸注、『仏法和漢年代略』||仏法
(略号・凡例)

明應六年丁巳四月十五日 右輪源雅律師

寺北房、日本國求法僧取澄、

350

年十一月十六日写竟、台州臨海懸龍興

大曆九年三月廿八日故之、大唐貞元廿

前廬州參軍姚晉定三教論、其本甚脫錯、

定三教不齊論

翻之成淨福田、六道四生、變作菩提之道、

345 令不退菩提、稱佛為師、外道邪網。三途八難、
「令不 西南十九左」

信發饑悔心、唯願慈悲覆護、我至成正覺号、

僕謂之曰、雖復迴邪向正、終須懇切歸誠、仰

久迷大方、不知正路、自今以後、誠亦既不失、

乃教法不同、告諸學人、曰宜知勝負、或人曰、

340 疑、將此十二條、比類二教、果非直優劣懸隔、

劣。弟子。說法劣。降伏劣。付屬劣。示生劣。示滅

減勝、至如老君、宗族劣。父母劣。身相劣。眷屬

(第十四紙)

『三教不齊論』石山寺本翻刻・注記

凡例

主に諸橋・西南に共通する異説を示し、他に主要なものと思われるものを挙げた

※は朱字を示す

注記中の「→」は訂正して読む方がよいことを示す

(第一紙)

1 行目 「定三教」—西南「三教定」

6 行目 「上」—諸橋「土」西南「上」右に※「土カ」、「競」—諸橋・西南ナシ

7 行目 「曆」—諸橋・西南「歴」8行目も同じ、「難定是非」西南※「此ノ一句恐ハ前行ノ日久之下ニ入ルヘキカ」

8 行目 「史記」—諸橋ナシ

9 行目 「雅」の後に諸橋・西南「廣雅」

11 行目 「厚」—諸橋・西南「原」

15 行目 「令為」—諸橋・西南「為令」

19 行目 「蹇」—諸橋・西南「蹇」

20 行目 「字」—諸橋・西南「字」、「從」—諸橋・西南「徒」

23 行目 「万」—諸橋「萬」右に「藝力」西南「藝」

25 行目 「者」—諸橋・西南「丘者」、「丈」—諸橋「大」西南「太」

(第二紙)

27 行目 「社」—諸橋「柱」西南「柱」右に※「註力」

32 行目 「獸」—諸橋・西南「厭」

33 行目 「記」—諸橋・西南「臣記」、「廿」—諸橋・西南「廿四」
34 行目 「張」—諸橋・西南「漲」、「照」—諸橋・西南「昭」
37 行目 「卅」—諸橋・西南「三十」
38 行目 「未」—諸橋・西南「不」
39 行目 「巳」—諸橋「巳日」西南「日」
40 行目 「鶴」—諸橋・西南「鶴」
42 行目 「海」—西南「悔」
43 行目 「諸」—諸橋「法」西南「諸」右に※「法力」
44 行目 「皇」—諸橋・西南「仏法」「王」
47 行目 「木」—仏法「林」
48 行目 「于」—仏法・西南「午」
49 行目 「大」—諸橋・西南・仏法「太」
50 行目 「没」—仏法「度」

(第三紙)

58 行目 「彼」—諸橋「彼」右に「恐衍」、「已」—諸橋・西南「亡」
59 行目 「費」の後に諸橋「叔才」西南※「叔才入力」
62 行目 「教」—諸橋・西南「釈教」
65 行目 「卅」—諸橋「五本線」西南「四十」
70 行目 「巍」—諸橋・西南「魏」
72 行目 「老」—西南「老」右に※「教力」
73 行目 「佛教」—諸橋・西南「教佛」
75 行目 「族」—諸橋・西南「強」、「僅」—西南「僅」右に※「僕力」
76 行目 「開元十一年」西南の頭注に「開元十一ヨリ弘化四マテ一千百廿

四年ニナル也弘法入定ヨリ百一年前也然則大師請來也著名也」、「卿」—

西南「卿」

「不生」—勘注ナシ、「菩提」—勘注「涅槃」
「亦」—勘注「上」

77 行目 「佛」→諸橋・西南「仙」、「泊」→諸橋「泊」左に「泊力」

(第四紙)

「未」—諸橋「求」?、「孝」→諸橋・西南「老」
「更」は諸橋・西南による

79 行目 「轉」→諸橋「轉」左に「博力」西南「博」

80 行目 「不」—西南ナシ

82 行目 「須」→諸橋・西南「復」

83 行目 「抒」→諸橋・西南「抑」、「崔譯」に対して西南は詳細な頭注あり
り

84 行目 「減」→諸橋・西南「咸」

85 行目 「亦」—諸橋・西南「只如」、「俱」—諸橋「但」

87 行目 「簡」の後に西南「而」

89 行目 「命」—西南「解」

91 行目 「徵」—諸橋・西南「微」

93 行目 「籠」—諸橋・西南「篋」、「常」—諸橋・西南「當」

94 行目 「未」の後に諸橋「〇」左に「若尺尊經滿竈宮百億周十字?異出」、

「界」—西南「門」

「道」—勘注「教」、「衆」—勘注「教」

100 行目 「侯以」—勘注「侯」、「禮」—諸橋「休」西南「体」

101 行目 「法」→西南・勘注「教」、「悟」→諸橋・西南・勘注「恬」

102 行目 「衆」→西南・勘注「教」、「網」—諸橋・西南「納」

103 行目 「禮」→諸橋・西南・勘注「体」

(第五紙)

104 行目 「除」—勘注ナシ
「其」—勘注ナシ

105 行目 「除」—勘注ナシ
「徒」—諸橋「徒」左に「發力」西南「起」

「元早」→諸橋・西南「元累」

(第六紙)

「諸橋・西南による、以下同じ」

132 行目 「文」→諸橋・西南「父」、「伽耶」石山寺本は「伽那」であるが

「名母有」→諸橋・西南「母名」、「微在」→諸橋・西南「徵在」、

「充」—諸橋「宛」

138 行目 「天」—諸橋・西南「泉」

140 行目 「天」—諸橋・西南「泉」

141 行目 「紫」の後に諸橋・西南「磨」

143 行目 「一丈」は諸橋・西南による、「字」→諸橋・西南「宇」

144 行目 「出」—西南「掌」、「乘」→諸橋・西南「垂」

145 行目 「亞」—諸橋・西南「凸」

146 行目 「徒」—諸橋「徒」右に「讀力」西南「讀」、「万」→諸橋「萬」

155 行目 右に「藝」西南「藝」

157 行目 「届」—西南「居」

159 行目 「捷」—西南「捷」

(第七紙)

- 165 行目 「二」—諸橋・西南「三」
- 170 行目 「臣」の後に諸橋・西南「或」、「興」—諸橋・西南「與」、「敗」
—諸橋・西南「阪」
- 171 行目 「尹伊喜喜」—諸橋・西南「尹喜々々」以下同様
- 172 行目 「説」—諸橋・西南「訓」
- 173 行目 「於」—諸橋・西南「等於」
- 174 行目 「利益」—西南ナシ
- 178 行目 「虚无然無為不」—諸橋・西南「虚无自然為本」
- 179 行目 「上」—諸橋・西南「生」、「二」—西南「三十三」
- 181 行目 「遠」—諸橋・西南「逮」、「果」—諸橋・西南「初果」
- (第八紙)
- 183 行目 「降四種」—西南「降伏四種」、「六」—諸橋・西南「六師」
- 185 行目 「沮」—諸橋・西南「阻」、「辨」の後に諸橋・西南「之」
- 186 行目 「踊」—諸橋「捨」—西南「插」
- 187 行目 「嘱」—諸橋・西南「屬」
- 194 行目 「為」—諸橋・西南「或為」、「至至」—諸橋・西南「至」
- 197 行目 「弟」—諸橋「第」—西南「茅」
- 202 行目 「史更」—諸橋「更」—西南「史吏」、「遷」—西南「還」、「季」—諸橋「季」、「左」—「李力」—西南「季」
- 203 行目 「有」—諸橋「有如」
- 206 行目 「空」—諸橋・西南「穹」
- (第九紙)
- 211 行目 「憤」—諸橋・西南「墳」、「蠶」は諸橋・西南による
- 212 行目 「之滅」—諸橋・西南「滅」
- 213 行目 「象」—諸橋・西南「與」、「生」—諸橋・西南「上之」、「齊」—諸橋・西南「齊也」
- 215 行目 「祇」—諸橋「祇」
- 220 行目 「天」—諸橋「土」左に「天力」
- 225 行目 「教教」—諸橋・西南「教」、「中果」—西南「下果」
- 226 行目 「果」の後に諸橋・西南「亦」
- 228 行目 「來」—諸橋「乘來」、「歷」—西南「曆」、「上等」「下等」—西南「上ホ」「下ホ」共に「ホ」の右に俵「果」
- 231 行目 「隨」—諸橋「隨」右に「堕力」—西南「墮」
- 233 行目 「撰」—諸橋・西南「接」
- (第十紙)
- 234 行目 「取」—諸橋「所」左に「到」
- 235 行目 「彼」—諸橋・西南「後」
- 237 行目 「苦」—諸橋・西南「共」、「孝云」—諸橋・西南「老子」、「方」の後に西南「万」
- 238 行目 「魏」—諸橋・西南「魏」
- 239 行目 「隋」—諸橋・西南「隨」、「統」は137行目によれば「統」であるが諸橋・西南による
- 241 行目 「山」—諸橋・西南「仙」、「毅」—諸橋「毅」西南「叙」、「毅」は『広弘明集』など出典による
- 243 行目 「弟」—諸橋・西南「第」、「王」—諸橋・西南「主」、「照」—諸橋・西南「照」
- [材]—諸橋・西南「杖」、「嬰遵」—諸橋・西南「綏遵」

橋・西南「昭」以下	246、249、254、255、256	行目	287 行目	「廿」→諸橋・西南「廿一」、「豈」の後に諸橋・西南「得」
行目	250	行目	290 行目	「言」→諸橋・西南「信」
「小」→諸橋・山」西南「小」右に「山力」				
「動」→諸橋・西南「震動」	251	行目	298 行目	「害」→諸橋・西南「若」、「周」→諸橋「回」左に「固力」西南
「隽」→諸橋・西南「鑄」	255	行目	303 行目	「固」
「冊」→諸橋「四十」	256	行目	304 行目	「處」→諸橋・西南「所」
「天」→西南ナシ、「空」→諸橋・西南「窓」	258	行目	306 行目	「實性實性」→諸橋・西南「實性々々」
「可」→諸橋「至」西南「至可」	259	行目	307 行目	「欲」→諸橋・西南「欲毀者但自」
(第十二紙)				
「弟」→西南「第」、「六王」→諸橋「六主」	260	行目	311 行目	「生死、生死」→原文は「生生死死」
「復」→西南「復」右に「傷イ」	267	行目	309 行目	「父」→諸橋・西南「是父」、「被」→諸橋「破」西南「被」左に
「于」→西南「午」	268	行目	320 行目	「破力」
「有」→諸橋「大」、「衰」→諸橋・西南「衰」	270	行目	317 行目	「現在者」→諸橋・西南「現在」、「三界三界」→諸橋・西南「三
これ以降、王の名前が影印のように同じ漢字二字ずつになつてい るが改める。	273	行目	319 行目	界也三界」
「變」の後に諸橋・西南「是」	274	行目	319 行目	「天中天之天」→諸橋「天中之天」
「位」→諸橋・西南「即位」、「冊」→諸橋・西南「四十」	276	行目	320 行目	「人天」→諸橋・西南「天人」
「溫」→諸橋「宮涅」西南「涅」右に「温力」、「犬」→諸橋・西 南「大」、「戎」→諸橋「戒」	277	行目	321 行目	「化」→諸橋「之」
「休」→諸橋・西南「林」	279	行目	326 行目	「相」→諸橋・西南「有相」
「位十」→諸橋・西南「即位五」	281	行目	329 行目	「斯」→諸橋・西南「暫」
「即位廿」→諸橋「位廿」、「立」の後に西南「子」	282	行目	330 行目	「有種」→諸橋・西南「種有」
「卅」→諸橋・西南「卅三」、「子姫」→諸橋「子壬姫」西南「姫」	283	行目	331 行目	「尺文」→諸橋「积教」西南「尺父」
「廿三」→諸橋・西南「廿二」	285	行目	332 行目	「人」→諸橋「以」西南ナシ、「道」→諸橋・西南「々」、「齊」
(第十二紙)				
「虛」の後に諸橋・西南「辨」	335	行目	334 行目	「諸橋「濟」
「君」→諸橋・西南「若」				

336 行目 「強」—諸橋・西南ナシ
(第十四紙)

「子」の後に諸橋・西南「劣」

339 行目 「大」—諸橋・西南ナシ、「不失」—諸橋・西南「失」

342 行目 「謂」—諸橋「引」西南「ハ」

345 行目 「八難翻之成淨」—諸橋「八難ハハ淨」西南「難翻難翻」